

問い合わせ先
 土木部公共工事契約課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

平成24年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年10月29日(月) 県庁第1会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 福井 英之 藤平 眞紀子	
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年7月31日	
抽出案件	7 件	(備考) 審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置 状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに 談合情報の対応について説明
一般競争入札	6 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 参 照	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	<p>結果として入札参加者が少ない案件については、原因の分析を含め入札の活性化方策について引き続き検討を進めていただきたい。</p> <p>工事内容により入札参加者が限定される案件についても、入札の透明性を確保するよう工夫をしていただきたい。</p> <p>入札制度改正に当たっては、引き続き優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、より健全な競争環境整備と品質が確保される制度を構築するよう努めること。</p>	

質 問	回 答
案件1 (広域管理システム設置工事)	
1者入札の理由を説明してほしい。	入札条件は複数者が応募できる内容であったが、取水から送水にかかる運転管理システムという工事の特殊性のため、結果的に応募者が1者になったと考えられる。
案件2 (御所浄水場1系浄水池震災対策工事)	
途中まで入札参加していた明電舎の入札参加停止措置理由は？	静岡県での偽計競争入札妨害罪によるもの。
1系浄水池と2系浄水池の違いは。また2系浄水池は1系浄水池のどれくらい後にできたものか。	昭和45年から始まり、創設当初の浄水処理施設が1系設備で、その後拡張で整備したものが2系設備。浄水場の中に2系列設備があり、2系の第1期工事が完成したのは平成元年。設備としては2系は1系の約2倍の大きさがある。
今回の耐震化で1系は2系と比較すると、どれくらいの規模で行われたのか。2系の震災対策がどうなっているのか。	2系の低区浄水池は容量が2万トン、耐震浄水池は約6千トン。それに比べて、1系は浄水池が容量1万1千トンで、浄水池能力としても約2分の1となる。2系は耐震化されていて、地震がきても構造物そのものが地震で壊れないような構造になっており、地震を感知すると入口と出口のバルブが閉まって、水を保持できるようになっている。十分震災に対応できると考えている。
案件3 (国宝東大寺法華堂修理工事(第2期))	
修繕修理費は施設側が負担しないのか。	基本は全額所有者が払う。奈良県文化財保存事務所が所有者から委託を受けて実施している。これは国の補助金の要綱の中に、奈良県・滋賀県・京都府については、教育委員会で、受託して修理してくださいとなっているため。補助金を受けるためには、奈良県教委が受託し工事をする必要があり、それだけの技術力を保持しているということでもある。東大寺法華堂、春日大社の修理については県職員は常駐せずに請負にだしているが、例えば薬師寺東塔では、国の主任技術者と木工技術者の資格をもった県職員が常駐しており、木工事は自前でやっている。
案件4 (重要文化財春日大社竈殿・酒殿・板蔵屋根等修理工事)	
奈良県には本工事の発注条件に応じる業者がないということだが、奈良県的设计基準が厳しい理由は。	設計について材料単価を各府県(奈良県・滋賀県・京都府)と比較したところ、業界の希望単価の奈良県の査定率が他府県に比べて厳しい。過去にも材料が逼迫しているときは、入札にかけても応募者なしということが過去3度ほどあった。出雲大社本殿の工事が終わったが、周辺の建物の檜皮葺の工事がまだ継続している。京都府では清水寺本堂工事が4～5年先に始まるが、すでに材料を購入し、材料供給が相当逼迫している。その結果が高額での落札、または入札参加無しということにつながっている。

<p>京都府は前もって材料確保に動いているということだが、奈良県は同じ動きはないのか。材料が難しい工事は毎年あるかと思うが。</p>	<p>奈良県でも事前に檜皮を購入したことが過去に一度あるが、小規模な建物であった。京都の清水寺は本堂だけでなく他の建物も10年計画で修理していくもの。春日大社は5年程度の工事だが、建物そのものは1年1年1つずつ実施のものであり、それほど大きな建物ではない。事前に檜皮を京都府の清水寺と同様に事前購入すると余計に需給バランスを崩すことになり、あまりやりたくはない。大規模工事となる吉野山蔵王堂に関しては、檜皮購入事業を始められるなら前もって何年か前からやってみたい。京都府に見習えるところは見習いたい。</p>
<p>修繕修理費は施設側が負担しないのか。 (案件3の質問再掲)</p>	<p>案件3の回答と同様(国からの補助金は施設に対し交付されることを事務局から回答)</p>
<p>案件5(大門ダム 地域自主戦略交付金事業(総流防・情報基盤整備)他 河川情報システム改良工事)</p>	
<p>質問なし</p>	
<p>案件6(中央こども家庭相談センター改築等工事(建築工事))</p>	
<p>施設の性質上、トラブル防止、閉鎖的空間を確保するため、金額が高額になったということか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>どういう趣旨の建物か。</p>	<p>本施設は児童相談所と一時保護所をあわせた施設であり虐待を受けた児童、非行児童、障害を持つ児童等の相談業務及び一時保護の業務を行っている。一時保護部門では外部との切り離し、外部からの不法侵入の防止、保護児童のための安全性、プライバシーに配慮している。床材、壁材には特殊な材質を使い、怪我をしにくいよう配慮している。</p>
<p>施設には発達障害の子どもも含まれるのか。また工事中ということだが、他に施設はあるのか。</p>	<p>基本的には障害者福祉施設ではない。児童相談の中で発達相談の児童を受け付けている。一時保護所は、虐待を受けた児童や遺児等、保護が必要な児童を行政が保護する施設であり、発達障害だけが理由の児童は対象としていない。児童相談部門の施設は高田にもあるが、一時保護部門の施設はここだけである。敷地内に新施設を建築した後、旧施設を撤去するという形で改築を行う。</p>
<p>案件7(一般国道168号 地域連携推進事業(国道改築))</p>	
<p>仮栈橋の写真を見せてほしい。</p>	<p>(写真の提示)</p>